

中頓別町・浜頓別町地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 道路運送法及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づき、中頓別町・浜頓別町地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、中頓別町・浜頓別町地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、中頓別町・浜頓別町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域における地域公共交通のあり方に関する事項
- (2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に定める地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び変更に関する事項
- (3) 交通計画及び交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者により構成し、中頓別町長及び浜頓別町長が委嘱する。

- (1) 中頓別町長が指名する職員
- (2) 浜頓別町長が指名する職員
- (3) 国土交通省北海道運輸局旭川運輸支局 支局長が指名する職員
- (4) 国土交通省北海道開発局稚内開発建設部 部長が指名する職員
- (5) 北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部 部長が指名する職員
- (6) 北海道宗谷総合振興局 地域創生部 部長が指名する職員
- (7) 北海道警察枝幸警察署 署長が指名する職員
- (8) 一般乗合旅客自動車運送業者（バス）
- (9) 一般乗用旅客自動車運送業者（ハイヤー・タクシー）
- (10) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の職員
- (11) 住民又は利用者の代表
- (12) 有識者その他協議会が必要と認める者

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監査 2人

3 会長、副会長及び監査は相互に兼ねることはできない。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 委員のうち行政機関の職員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、協議会設立時の委員については、令和6年3月31日までとする。
- (3) 欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残存任期とする。
- (4) 委員は再任できる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、協議会の監査を委員の中から任命する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。

(監査)

第6条 監査は、協議会の会計監査を行う。

- 2 監査は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(事務局)

第7条 協議会の運営に関する事務を行うため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、中頓別町役場内に置く。

3 事務局には事務局長を置き、中頓別町政策経営課長をもって充てる。

4 事務局員には、中頓別町政策経営課の職員及び浜頓別町総務課の職員をもって充てる。

5 前項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が召集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議決方法は、出席委員による全会一致を原則とする。ただし、本原則により難しい場合は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長が決するところによる。

5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

7 会議の内容が軽微な場合、又は会議を開催することが困難な場合は、文書による会議とすることができる。

8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会の設置)

第9条 協議会は、計画の実施等にあたり、幹事会を設置することができる。

2 幹事会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第10条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第11条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

3 前項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第12条 委員の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会の解散等)

第13条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が精算する。

(規約の変更)

第14条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

ただし、組織改正に伴う名称変更等の軽微な変更については、会長が専決することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、会長は、次の会議に報告しなければならない。

附 則

1 この規約は、令和5年1月11日から施行する。

2 この規約は、令和6年5月8日から施行する。